

渉したる露独仏三国は、次でこれが善後処分に付ても我が方に対し忠言を挟み、対清報償金額、遼東撤兵期日、台湾海峡通航等について彼我の間に種々の意見交換の末、我が国は結局彼等の注文を斟酌して遼東還附に対する報償金額を三千万両に限ることとなつた。

小村は病余を大磯に養うの間、留守邸より一慶報に接した。次男の出生である。戦捷と和治とに因んで捷治と名づけられた。

第三章 駐韓公使時代

これより先日清開戦後程なく、我が駐韓大島公使が独立扶植の名に於て韓廷に対し強要した政治上ないし社会上の急進的改革は、却つて多数韓人に厭惡の情を促さしめ、内外の策士この機に乗じて排日熱を煽動したため、韓廷に於ける我が勢力はとかく連戦連勝の勢に伴わず、開戦後幾許もなくして寸進尺退の状況となつた。心あるもの苟にこれを憂え、新たに一大有力者を得て対韓政策上一生面を開くことを望むの時、井上内相（馨）は自ら奮つて二十七年の十月駐韓公使の任を引受け、同月二十六日京城に着任した。

井上は親しく韓廷の情勢を視、先づ大院君の匪望を根絶するの急務を認め、その二心を面責して身を政局より退かしめた。由來大院君の威望は全韓廷を圧していたのに、井上一たび手を挙げるや、さすがの老雄も忽ち屏息するに至つたから、廷臣いずれも井上の勢力の絶大に驚き、争うてその足下に拝跪し、半島の風雲全く井上の手中にありと見えた。機を觸るに敏な閔后は、ここに於てか井上の勢力と援助を藉つて権勢を恢復しようとし、井上に頼つて局面を一変するの謀計を運らした。けれども井上は先づ宮中府中の区劃を明らかにして韓廷の病根である朋党周比の弊を絶ち、且つ閔后の政務に干渉するを止めることを劈頭第一の必須條件とし、その他韓国政府の官制を定め官規を立てることを急務と認め、国王に勧めて二十ヶ條の改革案を実行せしめようとした。けれども井上の閔后政務干渉遏止案は、閔后退隱案とも解せらるゝので、閔后これを啣むこと甚しく、潜に侍臣に向つて「この怨は朝鮮半分を失うても

必ず晴らすに置くべきや」と迄語つた程であつた。閔后の井上を怨むことかくの如く、韓廷の内外に於けるその勢力はなお侮り難いものあり、井上の改革案は一時韓廷を震動せしめたけれども、その割合に実効は挙げなかつた。井上は叱咤してこの逆潮を遮り、断乎として改革の實行を期せんとし、韓廷部内に顧問及び補佐官として幾多の本邦人を入れ、また韓廷の政務費及び王室費の補助として三百万円を我が政府から貸与することゝし、恩威併行の方針を執つて韓廷に臨んだ。井上はその計画に多少成功の曙光ありと認め、二十八年の六月七日に京城を發して一時帰朝の途に就いたが、閔后を中心とする排日派の勢力は、井上の帰朝と共に忽ち復活した。

その後井上は京城に帰任したが、間もなく三浦梧棲が谷干城の推薦もあつて新たに駐韓公使となつた。韓廷では、陸軍中将の武職を有する三浦の任命を聞いて憂色があつたが、井上が「三浦は己と莫逆の友で、その方針また何等異るところない」と弁じ、三浦の人物を保証したのでやゝ安堵した。やがて三浦公使は九月一日京城に入り、井上公使と交代した。井上は事務引継ぎをなすについて、細目に亘り諄々と語つたが、疾く自己の方針を胸底に蔵した三浦は、その娓娓たる煩瑣の井上の説法をうるさいといわん許りの態度であつた。曾て朝鮮の一新聞に掲載の「三浦子懷旧談」に、

『そんな状態で私は京城に赴任して行つたが、井上は熱心なもので、朝鮮の宮室がどうか、種々從來の行懸りを話す。それから周囲からも誰が如何だとか種々話をする。それ等を逐一聞かされては堪らないから、私は赴任早々だが、耳痛といつて宿屋に引き籠つて寝ていた。井上は非常に氣を揉んで、ガタ々として飛んで歩くが、私は何処までも耳痛を口実にして、我不関焉を極めて居つた。或日のこと井上が来て、「今日は朝鮮の役人と掛合ふことがある。君が居ないと困る」と斯う云はれた。併し「我が輩は病氣欠席として置いて呉れ」と辞退したが「寝ていても宜いから、ただその席に居れ」とのこと、始めて國際談判に連なつた。その席

上井上が真赤になつて議論する、朝鮮の役人共も色々争つて果しがつかない。そこで私は片隅の安樂椅子に寝て居つたが、ムツくり起き上つて霹靂一声「馬鹿！」と怒鳴りつけて遣つた。朝鮮の役人共胆を潰して、今度は恐ろしい公使が来たと思つたか、私の顔を見てチロ々々として居るから、我輩は靜に卓子の脇へ進んで両手をポーンと打ち「どうだ、これは何方の手が鳴つたのだ。今朝鮮と日本とは丁度左右の掌の如きものだ。旨く治めて行かうとするには、左右の掌が一致して行かねばならぬ。下らぬ長談判をして見たところで結局どう成るか、歸つて能くこの理屈を考へ、國王にも話して来い」と一言いい放つたきり、また安樂椅子の上にゴロリ、』とある。三浦の談話には固より誇張があるが、當時の高圧的な交渉振りを一瞥し得るのである。

當時韓廷部内では、日本党に対する閔后一派の圧迫は日に加わり、同時に露國の韓廷に対する鋒鏖は次第に現れて来た。駐韓露國公使ウエーバーは、既に十年半島に駐劄してよく國情を知り、交友上下に周きを利し、一面には閔后及びその手足と深く結托して陰然排日の党争を操縦し、他面には予て日本の對韓方針に嫌らざる各國使臣の牛耳を執り、銳意我が勢力を韓廷の内外から根こそぎにするの画策に腐心した。「三浦子の懷旧談」には又次のように述べてある。

『其の中に井上は帰朝する。私は一寸、と呆けて容子を見て居ると、立役者が露國公使と種々な芝居をするから、マア勝手にどんな芝居でもするが宜い。私は此処に坐つた以上は、施すべき策はあらうと高く構へ、小事には更に關係しない。ナニ頭髮は斯髪でなくとも宜しい。どんな帽子を冠らうと頓着はない、朝鮮の風俗は風俗で残して置きたいなら残して置くが宜しい。そんな小間題は我が輩の關する所でない。とこんな塩梅で遣つて居つた。』

形勢は日に險惡を加え、殊に當時閔族の頭首閔泳駿は芝罘より歸つて王宮と露館との間に往来し大に露國党を造り、一挙にして金宏集以下日本党と目せらるゝ面々を倒さんとし、危機は刻々迫つた。果然十月八日の弘暎、銃声突如として光化門外に響き、一隊の暴漢吶喊して景福宮裡に迫りし時、王妃の在せし乾清宮は周圍遽に騒然、多年半島の風雲

を擒縦せる閔后は、この朝長安堂下にて倒れ、麟遊門外芝生の露と消えた。此の十月八日の事変は、現地にあつて日々なる我が頻勢に焦慮し之を挽回せんとした三浦公使の使喚により、我が国の壮士等冒險主義者が事にあたつたものだが、もとより政府の容認するところでなかつたので、この兇変の報に接した我が政府は、その善後の方策を立てるに惑い、とりあえず翌九日、小村に対し京城に急行して事変の真相を審かにし、その責任の帰着を匡し、善後処分の迅速なる完結に尽力するよう命じた。流石に三浦公使の推薦者たりし谷も此の兇変には一驚を喫したるものゝ如く、其の同年十月二十三日を以て起草したる「京城事変の善後策」と題せる意見書中に「今般の事変は真に不用意の出来事にして、内閣諸公の夢想せられざりし不而巳、固より内地にある在野政客も皆寝耳に水の諺の如くなるべし。三浦氏が昔日は去来知らず近時の三浦氏にして此の挙動に左祖せしとは、親友たる野夫の特に驚く所なり。蓋し不得已事情に発せし事にして、其の理由別にあるべしと雖も、然れども暴挙は暴挙として処置すべきは勿論なり。故に三浦の罪を問うは固よりなり」とあるにても知るべきである。

小村は受命の翌日すなわち十月十日東京を發し、十一日夜広島から乗船して十四日仁川に着き、同行の安藤檢事正及び陸軍參謀若干名と共に十五日京城に入つた。仁川在勤の山座領事官補も隨行した。小村は京城に入つて善後の策を立てるについても、その相談相手となるべき人々は概ね事件関係者で、事件に関係せざるものは事の真相を審かにせずという風であつたから、唯一の幕僚として山座を伴うたのである。一領事官補の山座も、当時既に小村の鑒識人物であつた。

十七日政府は三浦に帰朝の電命を下し、これに代えて小村を駐韓公使に任じ、即時三浦より事務引継ぎを受けし

め、同時に在外の我が各使臣に電訓し、我が政府は今次の事変に関し調査したる結果我が官民中に関係者ありと認めたるも、政府は本件に全然関係なきところなるを以て、三浦公使初め関係の嫌疑ある我が官吏には帰朝を命じ、他の嫌疑者は退韓せしめ、官民を論ぜず犯罪の証跡ある者は法に照して処分することとした。ついで、万一本件を我が政府の方略に出たものとするような浮説があれば、充分注意を加えて防禦的手段を執るように命じ、且右の趣旨を任国政府に内告せしめた。これに先だつ数日来、該事件に関係ある在韓の我が志士の間には、公使館の態度に対し不満を抱いたものもあつた。三浦もこれを持て余し、その退韓処分即時決行を在京城内田領事に一再促したが、同領事は東京へ請訓の末、小村の来着を俟ち協議の上実行することにしていた。小村は同領事に告げていう「事件の始末については自分は全権を帯びているから安心せよ、処罰の振合などは心配するに及ばぬ。官吏には帰朝を、志士には退韓を、それぞれ命じて臨機取り計らう手筈である」と。十八日杉村（書記官）、堀口（総領事官補）、萩原（警部）、外巡查数名に対する帰朝命令が来た。小村は直ちにこれを伝達すれば壮士等或は不穩の挙動に出で、ために露国に出兵の口実を与える虞もあると認め、先づ官吏以外の関係者を迅速に退韓せしめ、然る後官吏に及ぼす上策とした。領事はその意を承けて十八日岡本（柳之助）外二十有余名に退韓を命じた。彼等は今次の事変に坐し此の退韓処分のみにて事済むべきかと心得たるものゝ如く、稍々安堵の風であつたが、安藤檢事正の滞京数日ならざるに十九日急速帰朝の途に就いたのを見て疑怖の念を起し、退去を躊躇し、物情恟々たるの情であつた。小村は退韓受命の志士に対し面のあたり親しく、或は柴四郎を通じ、論ずるに國家の利害に鑑み速に去つて帰国するの得策なるを以てし、二十二日仁川発の一商船で無事一同を退去せしめるを得た。同船は出帆に先だち急に陸軍御用船に借り上げられ、普通荷客の

搭載を禁じ、宇品へ直行となつた。この間に於て杉村以下に対する帰朝命令は伝達せられ、三浦公使、京城守備隊長楠瀬中佐、その他孰れも同月下旬、仁川より逐次御用船に搭じて宇品に向つた。そして一行の相次で宇品に着するや、三浦は既に免官となり、杉村堀口等も非職を命ぜられ、本件關係の退韓者一同と共に謀殺及び兇徒聚衆罪の被告として告発を受け、直ちに引致の身となつた。

宇品で引致せられたる者は総じて四十四名で、中には「咄、遂に小村の術中に陥つた」と叫んだ者もあつた。けれども其は邪推である。此の事件落着の当時、小村の語りし所にいう「今度の事件は重々不都合であつたが、關係者個々の心情には初めより私心あつたのではなく、又悪事と信じてやつたのでもない。此の際政府の怒れるが儘に之を処分するは氣の毒でもあり、旁々自分は本件を内地に移し、司法処分として藉すに相当の日子を以てしたならば、其中には怒りも薄らぎ、過酷の処分も出来ぬことにならうと思つたのである」と。去れば後日某の小村に向つて當時の処置を陰險なりと難するや、小村は「馬鹿を云え、僕が処分を長引かして君等を助けてやつたのだ」と言つたが、事実其れに相違なかつた。

広島地方裁判所では、三カ月半余嚴重に審理の結果、翌二十九年一月二十九日、証憑不充分として三浦公使以下被告一同を悉く免訴した。

他の一方に於て小村は、これより先十月八日事変に關し、駐韓各国公使に対して我が政府の對韓態度を釈明し、その誤解を一掃し、併せて王宮の安固を図るため鋭意努力した。彼は三浦に代つて駐韓公使となつた当日、先づ露国公使を訪うて今次の事変に對する日本政府の驚愕の意を披瀝したところ、同公使は日本政府が該事変に關係していない

ことはこれを確信する旨を述べた。初め小村は東京出發の頃、事變の對外關係について多少の憂慮を抱き、露国から我が國に對し何等か急調の照会をして来るのではないか、然る場合には我が政府は退嬰的に多くはこれを聞き入れるの方針に出るのではないか、然る場合には我が駐屯守備兵及び顧問補佐官等は遂に已むなく韓京を引き揚げ、對韓のこと遂に全く潰え去るのではないか、これ等のことは小村の当初少からず懸念したところであつた。けれどもこの懸念は、入韓後程なくその無用なることを感知した。露国は格別急所を突く程の質問も照会もしなかつた。仮にこれを致すに意ありとしても、事件後日を経ること一週となり、一句となりたるこの際に至つては、もはや時機を失したばかりでなく、強いて難題を持ち出して、我が政府側に於ても一時の喪心的驚愕より既に冷靜沈着に復し來たつた次第でもあるから、一も二もなくその言うところに聴くとは思われなかつた。されば同十月二十五日、在京城各国使臣の會議に於ても、露国公使は目下の情況に照し国王の安全と京城の安寧を保つため軍部大臣の更迭と訓練隊の解散とを必要とする旨を發議した以外には、格別の論議を試みなかつた。露国公使のこの發議に對しては、他の欧米各国公使いづれも同意した。小村は今これを実行すれば却つて擾亂を惹き起す虞があるから、他日の機会を俟つを得策とするが、ともかく頗る重大の件であるから熟慮したい。その間の靜謐は必ず保障する旨を述べた。その後各国公使も小村に信賴して、亦前議を固執しなかつた。小村は機を見て訓練隊を解散せしめ、更に同隊及び旧侍衛隊中から確實な兵を抽出して新護衛隊を組織し、且大院君を王宮外に退出せしめる必要があるとし、これを韓廷に力説した。たまたま二人の訓練隊長が宮廷外に出走したので、同隊の解散は容易に行われた。韓廷では改めて京城に親衛隊を置いて王宮守護に当らしめ、地方には鎮衛隊を置くこととする勅令を出した。しかし事実王宮は旧訓練隊のみで依然これを固

めておつたから、これを城外に退けない以上京城の治安は期し難い、の状勢であつた。

明治天皇は八日事變を聞召されて痛く宸襟を悩ませられ、井上前公使を韓王の闕下に赴かしめ、慰問の意を致させられる御沙汰があつた。井上は十月二十四日東京を發し、三十一日特派大使として京城に入り、国王に謁して我が陛下の歡旨を奏し、又在京城各国使臣を引見して意見の疏通を計つた。そして十一月十五日京城を發し、歸朝の途に就いた。

井上の出發後、總理大臣金宏集は小村の勅告を聴き、八日事變の善後について韓廷自ら須要の処置を断行するに決し、国王は十一月二十六日廢妃令取消の勅令を出し、八日事變犯罪者の逮捕処分を命を下し、特に各国使臣を招見してその旨を披瀝した。同日の参内に先だつ各国使臣の内評議は、当年の京域外交界の内情及び小村の勢力の一端を語つて興味あるものがある。

その前日すなわち二十五日、米国公使は各国同僚に回牒し、国王より八日事變の善後に關し各国使臣へ諮詢ある際の答辭を議定し置くため、使臣會議を開催した。討議の第一項は王妃復位の件であつた。露国公使は初めから廢妃令を有効と認めない見地から、本件の諮詢に対しては答辭を述べる要はないと論じた。小村はこれを駁し、廢妃令は各国使臣がその効力を認めると否とに論なく、国王の臣下たる朝鮮國民に対しては有効であることもちろんで、随つて国王が該令を取り消して王妃復位をしようとするのは外国使臣の希望に副うものであるから、国王より諮詢あれば至当のことと存する旨奏答すべきであると論じ、多少の異説はあつたが結局小村の意見に一決した。次は大院君退城の問題でこれには格別の異論なく、第三の軍部大臣趙警務使權等の免官及び犯罪人逮捕処分の件は、現政府には到底これを実行する力なく、予めこれに關する議決をするも無益であるというに帰着し、余はさらに明日謁見前控室で打合

はすることになつた。翌日、謁見の時刻に先だち約の如く控室にて打ち揃つた際、外部大臣は王妃復位の勅令文を一同に示した。見れば副署の大臣中に趙軍部の名がなく、度支部大臣魚允中が署理軍務大臣として記名してあつたので、小村はその理由を質したところ趙軍部は今日免官になつたとの答であつた。各国使臣はこの日国王より善後策に關し諮詢ある儀と心得て入謁したるに、右既に決行後にて、單にその披露を拝承する次第なるかとて、いさゝか拍子抜けの風であつた。ここに於てか議は王妃復位令に対する挨拶振りに移つた。米国公使は、廢妃のことは予て陛下の意思に出でたと信じなかつたけれども、今この詔勅を見てそれを確め得たのは満足であると述べるべきだと唱え、露国公使は前日の意見を固執して廢妃令の効力論を提出すべきだと説いたが、小村はこの際陛下への挨拶としては、廢妃令が陛下の意思に出でたか否か、またその効力の如何等に立ち入る要はない。單にその御披露に接し頗る満足の意を表すと奏答することが最も穩当であろうと論じ、英独仏三国代表これに賛したが、米露兩國公使は容易に肯じなかつた。結局米国公使は筆頭使臣として一同を代表し小村の前述の挨拶をすることとし、その上各自に意見があれば各自の意見として言上すればよいとの折中説に一決した。次で大院君の問題となり、露国公使はその退城決行方を促すべきだと提議したが、小村は一時に數ヶ條の大事を決行させることは却つてわれわれの希望する安寧秩序の維持に有害となる懸念もあるから、この議はさらに他日を俟つがよいと論じ、一同これに賛した。かくて程なく拌謁となるや、右打合せの手順として米国公使先づ総代として挨拶し、さらに米露兩國公使各自の挨拶を述べて一同引き取つた。

かくの如くにして韓廷の善後策は茲に一段落を告げ、金宏集内閣は小村及び我が顧問補佐官等に聴いて銳意改革の業に當り、日を経ると共に逐次成績の曙光を認め得るに至つた。当時小村は韓廷内政の方針及び成果に就て人に語つ

ていつた、「凡そ一国の存立に第一に必要なものは軍政と財政である。外のことは格別急がなくても差支ないが、軍政と財政とは如何にしても整理の急を要する。そして軍政の方は、曲りなりにも一通りの軍隊は朝鮮に出来た。あんな軍隊が役に立つかと評する人もあるが、朝鮮では元々国内の治安維持さえ出来ればそれで沢山で、匪徒が起つたとしても匪徒自身が知れたものであるからこれを討伐する位のこととは今の軍隊でも出来ようと思う。難かしいのは財政であるが、これも段々改革して目鼻のつくようになる積りである」と。これ韓廷内政改革の要機を捉えて誤らざるの言である。若し夫れ小村が日韓貿易に関し客に向つて「世には朝鮮貿易の八百万円を馬鹿にして居る者もあるが、却々馬鹿にして貰つては困る。金高の八百万円に過ぎぬとしても、朝鮮貿易は米國貿易や支那貿易と違い、品物の輸送運送皆悉く日本人の一手でやつて居るのだから、却々侮り難い大仕事たるを失はぬ」と云える、言簡なるも着眼頗る要を得たりと謂うべきである。

同年十一月三日、小村は天長節奉祝の夜会を公使館に催すために、韓國諸大臣、京城外交団、その他内外人百数十名に案内状を發した。然るに某々二外國公使よりは、当夜の招待を受けたる朝鮮賓客中には十月八日事變に関係ある逆徒もいると聞くが、自分等は逆徒と席を同うするを好まないから、遺憾ながら参會を辞すとの回答を寄越した。その意は日本の勢力に依つてその職に就いたと信ずる總理大臣金宏集以下諸閣員を指したのである。小村はこの回答を見て「稚氣答うべし」としたが、これに対しては「お申越しのことは当方に於て一向心当りが無いが、いわゆる逆徒というは抑も何人を意味する儀であるか、お知らせ願いたい」と申し送つた。しかも小村は該公使よりこれに対し何等返答を寄せて来まいと推測し、韓廷の諸大臣は総べて予定通りに待ち受けることとした。期に至る迄該公使よりは果

して何等返答なく、そして彼等は遂に当夜その姿を見せなかつた。

この時に方り京城の政界には一抹の妖雲低迷来往し、風雨何時殺到するや測り知れぬ状況であつた。十月八日の事變以来、露米兩國公使館に潜匿した李範晋を始め幾多の王妃党は、日本党に対し復讐の念を抱き、日を期して腹心の兵二百と刺客四十余人を率いて王宮に打ち入り、現大臣その他十数名を殲し、國王を擁して新内閣を立てる陰謀を企てた。小村は二十七日の午後、この陰謀は同夜実行せらるゝという消息を耳にし、直ちに内閣衙門に赴き、金總理に向つて注意した。金は王宮内の警戒は既に十分尽して遺漏ないが、宮外に於て暴徒の退路を扼し、その主謀者を逮捕するには、これを日本守備隊の力に頼らねばならぬ。願くはその勞を執られたいと悩求した。小村は守備隊はこれを動かし難いと拒み、寧ろ事を未発に遮り、陰謀者をしてその画策を中止せしめるのが安全だと論じたが、金は躊躇した。折しも金の許に、王宮襲撃は明夜に延期したという情報が達した。金は敵から放つたこの偽報を誤信し、やゝ安堵していた。ところが同夜午前三時、一隊の暴徒二百余名、王宮北面の春生門を破り、銃を放ち劍を抜いて喊呼闖入した。王宮内の親衛隊は直ちにこれを撃退し、首魁十数名縛に就いた。李以下主謀者七八名は逃れ、その中の若干名は露米の各公使館に身を投じ、李範晋は程なく仁川より露國軍艦に搭じて上海に出奔し、余は翌年二月十一日まで兩國公使館に潜在した。

この十一月二十八日事變は、実は時機なお熟していなかつたのと、当夜内応を予約した一味の親衛隊將校中に急に裏切者があつたとで事は破れ、遂に失敗に了つた。しかも該事變の背後には、韓廷顧問のリゼンドル、軍務教官グアイ同ニンステツド、京城の基督教界の長老アンダーウード、アツペンゼラー、エビソンその他有力な米國人の直接間接

に扣えているものがあつたばかりでなく、露米両国公使もこれを黙認し、また多少教唆した形跡もあつた。蓋し露国公使ウエーバーにとつて、多年苦心の末漸く己の葉籠中の物とし得た王妃その人の横死は、韓廷操縦上恰も掌中の玉を失つたに均しく、積年の労苦が一朝にして水泡に帰したるに顧み、是非共この不利の局面を一変せしめようと欲し、李範晋等を助けて己の願便に便なる新内閣を作らしめようと腐心したのは怪むに足らない。米国公使シルも亦平素同館に出入するいわゆる親米派に動かされ、殊にその書記官アルレンは陰謀の主魁者と親交の間柄で、隠然その画策に参加した形跡もあつた。けれども、これは固より米本国政府の真意ではない。さればシル公使の如きは、同年十二月國務長官オルネーから「貴官は米国の人民及びその利益の保護のみに厳に行動を限るべく、決して任国の内政上に関与すべからず。貴官は特別の訓令ある場合の外、他国の代表者より独立して行動するを要す」との電訓を受け、翌二十九年の一月にはさらに「朝鮮の政治的問題に干渉すべからずとのことは数回訓令に及びたるに拘らず、貴官はこの訓令に反し、依然干渉の措置に出でらるゝは本政府の痛く驚き、かつ厳に不承諾を表するところなり。貴官は電信にて簡単にその措置に付報告すべし。又貴官は我が訓令に遵うを欲せざるや否や併せて回答せらるべし」との詰責的電命に接したことなどは（一八九五年米国外交文書第二巻第九七三頁及び第九七五頁）、明らかに米国政府の韓国に対する態度と在韓米国人の当時の挙措とを対察するに足るのである。ともあれ十一月二十八日事変は尾大掉わずして一旦挫折したが、次で翌二十九年の一月、春川に暴徒が蜂起した。これは曩日の殘党が先ず春川地方の民衆を煽動して乱を起さしめ、負樛商等と相策応して騷擾の区域を拡大し、輦輦の兵を地方に向けしめ、その虚に乗じて一大政変を演出しようとしたのである。金宏集内閣はその術中に陥つた。京城の鎮衛隊は乱徒戡定の命を受け、大挙して春川地方

に向ひ、京城は忽ち空虚となつた。かゝる間に仁川碇泊の露艦よりは水兵百二十有余名上陸し、名を露館の護衛に藉りて直ちに入京した。これが二月十日のことである。

この日国王は一二の廷臣から、大院君、金宏集等が王を廢して李竣鎔を立てようとし、日本がその志を助けているとの内奏を得て俄かに憂惧に打ち沈んだ。ウエーバーもまた竊にその間に画策し、翌十一日の黎明、露兵約五十密かに貞洞を下り、壯洞を過ぎ、神武門に到つた。時に国王は乾清宮を出で、宮女二十余名、薰衣を吹かせつゝ楚々として随ひ、内廷の侍臣これ供奉し、露兵に衛護せられて、貞洞の露国公使館に入つた。この間露米党の領袖李範晋、李允用、李完用等は、宮中に在つて金宏集一派の捕獲に余念なかつた。首相金宏集、農相鄭秉夏等これを聞いて倉々入城したが、忽ち捕えられて轎に押し込められ、拉して宮門外より警務庁前に到つた。兇漢数十名は忽ち来りて轎より引き出し、擲打し、遂に刃殺し、死軀を引摺りつゝ鐘路に向つた。群衆は屍骸に投石し、骨肉を撃碎し、慘鼻の盜刑を加えて憚らない。程なく露館内の宮中から「総理大臣金宏集、度支部大臣魚允中、軍部大臣趙義淵、農商工部大臣鄭秉夏、法部大臣張博、内部大臣兪吉濬の頭を獻すべし」との勅令出で、次で取消の勅令出で、その他雜多矛盾の勅令が雨の如くに出た。是に於て京城に於ける我が情力的勢力は、急転直下して千仞の崖下に墮ちてしまつた。かくてこの時まで逆勢ながらもその勢力を韓廷に維持し來つた我が国は、こゝに至りて殆んどその地歩を失ひ、日露兩國は対韓關係に於て主客全くその位地を替え、ウエーバーは一朝にして京城外交界に覇位を占め、新内閣は露国党をもつて組織せられ、我が顧問補佐官等は挙げて解傭せられ、我が將校に依つて訓練せられたる軍隊は解散となり、京釜間の我が軍用電信線は切斷せられ、内地に行商せる商賈は韓民の強奪に遭ひ、在留民は切齒扼腕するも及ばず、對韓

關係は將に日清開戦以前の狀態に逆転しようとした。

二月十一日事変は、我が方に取つて確かに寢耳に水の感であつた。当時韓廷各部には我が幾多の顧問補佐官があり、特に警務部に於ても、手腕家の顧問があつて、朝夕衙門に出入していたに拘らず、李範晉以下の陰謀を事前に探知することが出来ず遂に大事を勃発せしめるに至つたのは、千秋の恨事であつた。冷静沈着會て喜怒を色に表わさなかつた小村も、この朝のみは館員初めて彼にやや激色あるを認めた。小村は後日人に当年のことを語り「朝鮮国王を露国公使に奪われたのは自分の手落と自覚せぬではない。現にその前夜、露国公使とある所にて相会したるに、かかる事態を演ずべしとは毫も同公使の舉動に見えなかつたので、自分が同公使に一杯喰わされたとの評は或は適評なるかも知れない。自分は敢えて自己辯護はしない。ただあの場合、私のとつた日露間の協約に對する努力は百年の後活眼ある史家の判断に俟つのみである」といつた。政府にとつても二月十一日の事変はまさに青天の霹靂であつたが、折から開会中の衆議院では、直に此の問題を採上げ「特に今回朝鮮の失敗に至りては、彼の柄乎たる宣戰の詔勅に對し、其の措置を誤りたるもの」との決議案を提出し、その為停会の詔勅が出されるなど政治問題化するに至つた。附言すれば此の議會にて政府と自由党との妥協が成立し、露国を仮想敵とした六箇師団増設案が可決され、新たな戦争への軍備充實が漸くその緒に就いたのであつた。

此時京城の某から杉浦重剛に宛てて「小村は国賊である。露西亞が国王を奪い出す計略を深知するの明なきのみならず、彼は国王が露西亞公使館に通れた当夜、南山の酒樓に登り美妓に戯れて己れの任務を忘れて居たのである。かかる国賊は誅するも尙お飽き足らぬ」と言う趣意の書簡が送られた。

此の急転直下の事変に処する善後策としては、小村は一面に於ては我が居留民の激昂を鎮め、其の保護を完うすると同時に他の一面に於ては我が面目を維持しつゝ露国との衝突を避くるを主眼として苦心に苦心を重ねた。小村は朝鮮のことは結局列国共同して其の独立を保障するか、將た露国と協商して之を共同担保し、其の内政を共同監督するか、二者孰れかの外あらずとの意見であつた。但だ我が政府の決心は如何。当時小村の客に語れる述懐を聞くに「どうも東京と意見の合はぬに困つて居ります。唯だ無暗に消極方針に出ようとするも面白くありません。策は幾らもあり、露国と協商して共同事業とするのも一案です。日清開戦前清国と共同して朝鮮問題を処理せんとするの案に自分が反対したのは、あの際共同とすれば仕事の重なる部分は清国に奪われ、我国は勞其の功に報いず、結局我国独り損を招くと見たが故です。が今日仮に露国との共同とすれば、仕事の大部分は我国之に当るのは勿論であるから、結果に於て大に差があります」とある。此の意見は当年の形勢の下にあつては、理想的に云えば縱んば最善の策とは云わざる迄も、露国との衝突を避くべきを前提とする限り、次善の案として何人も賛せざる能はぬ。去れば結局我が政府にあつても、朝鮮の独立及び改革は我が独力を以て之を維持実行するは到底言うべくして行ふべからざるを實驗し、此の上は列国と協議して其の方法を講立するか、若くは利害關係の最も密接なる日露兩國に於て相当の方法を協定するのでなければ、同国の将来に成算立て難しと認め、之に關する列国の意向を試探したが、其の多くは此の問題に關し寧ろ冷淡で、英国の如き相應に利害を半島に有する国にあつてすら当時殆んど対岸の火を視るが如き趣であつたので、寧ろ露国と協商して時局を解決するの外に良策なしと断じ、彼我政府間に一再予備的意見の交換を為したる末、二月二十五日を以て露国に對し我が希望條件を覺書として提示した。其の要領は、(一)京城の形勢既に靜謐なる

を以て、日本政府に於ては朝鮮国王の還宮には何等の不便なきものと思考し、随つて露国政府より駐韓露国公使に訓令して之に就て必要の措置を執らしめんことを希望すること。国王にして万一衷心日本守備隊の行動に關し懸念を抱かば、日本政府は朝鮮政府に対し在京城日本軍隊は單に日本公使館、及び日本臣民の保護、並に必要の場合には国王の保護のみに使用するの保障を与うること。(イ) 日本政府は、朝鮮に於て新政府を組織するの要ある場合には、公平不偏の人々を以て之を組織すべき旨駐韓日露両国公使をして国王に勧告せしむるを希望すること。(ロ) 朝鮮の在権者は其の政敵に対し惨忍なる刑罰を加うるを常とするが故に、彼等をして絶えず復讐の念を抱かしめ、国内の安寧を妨害すること少なからざるに顧み、日露両国政府は一般の利益の爲め其の駐韓各公使に訓令し、今回の事変に就ては惨忍の刑罰を加えざる様朝鮮政府に忠告せしむること、と云うにあつた。之に対する露国の意見は、三月二日露国公使より西園寺外相へ呈出されたが、(ハ) 朝鮮国王は其の出来得べしと認め次第還宮せらるゝこと固より随意なるべく、露国公使は決して之を妨害せざることを。(ニ) 日露両国公使は国王に対し、温和なる閣臣を任用し且臣下に対し寛大の処置を施すべきを勧告すること。(三) 両国公使は電信線保護の爲め今尙お外国軍隊を要すとせば、何れの線路に何程の軍隊を要するやを取調べることを。(四) 両国公使は必要の場合に於て両国公使館及び領事館保護の爲めに執るべき措置に關し打合を爲すこと。(五) 右の協議には雙方共に和衷の精神を以て之に當ること、大要以上の如くである。我が政府は大體之に同意を表したので、小村とウェーバーとは各本国政府よりの訓令に依り、右の趣旨を基礎として京城にて開談することゝなつた。

三月十二日、小村はウェーバーを訪うて談判に入つた。ウェーバーは国王還宮の実行困難なる所以を述べ、其の理

由として日本軍隊の駐屯、特に其の營所の王宮前に在ること、且謂ゆる壮士の危険なることを挙げ、暗に日本兵撤退の要望を説き、其の他電線問題にも論及する所があつた。是より先き露国よりは我国に対し撤兵方を要求せんとするの模様があつたから、小村は居留民の生命財産及び公使館領事館の保護を全うする方法確定する迄は断じて撤兵の要求に應ずべからざるのみならず、條約上の權利を保護する上に於ても今は決して撤兵を為すべき時機に非ずとの意見を政府に再三電稟した。事実国王には日本兵を怖れて還宮に躊躇すと云うが如き、或は多少其の嫌があつたとしても、国王及び左右侍臣の更に一層恐れし所のは、寧ろ其の信用を置かざる親衛隊であつた。且大院君、閔家等の復讐を懸念すること甚しく、殊に其の内閣の如きは、一步露館を出づるの晝には忽ち顛覆すべき脆弱、無力、不人望なりしに於て、其の還宮に遲疑するの理由は寧ろ彼れにあらずして此れにあつた。兎も角も小村はウェーバーとの会谈に於て其の意向を徴し得たるに依り、之を斟酌して提議事項を覚書に作り、翌十三日彼れに手交した。其の大要は左の如くである。

第一 日露両国公使は其の協援を得んが爲めに先づ他の外国使臣と謀り、然る後両国公使共同して王宮還御を国王に勧告すること。日本公使は王宮前所在の日本兵を他に移転せしめ、且軍隊及び日本壮士の取締を保障すること。

第二 安寧秩序を恢復し且之を維持せんが爲め確乎たる且能力ある政府を置くこと必要なるに由り、両国公使は常に国王に勧めて温和なる人物を閣員に任用せしめ、又司法權を党派の復仇の目的に濫用せしめざらしむるに努むべきこと。

第三 在京城日本軍隊を各二百名より成る二箇中隊に減じ、右軍隊並に釜山及び元山に於ける各一箇中隊は、内地全く靜穩に歸する迄駐屯せしむること。

第四 京城釜山間の電信線保護の爲めに置かれたる日本軍隊は、電信線附近に在る賊徒離散したる上げ直ちに撤回し、憲兵を以て交代せしめ、大邱に五十人、可興に五十人、及び其の中間十箇所の屯營に各十人宛を配置すべく、但し此の配置は変更することあるべしと雖も、憲兵の総数は必ず二百名を超えざること。

ウエーバーは其の後三週有余日を經、四月六日漸く要領左の如き対案を提出した。

第一 国王の王宮還御は国王自身の意に一任すると同時に、露国公使に於ては王宮に在りて国王の身辺全く安全なることを確め次第還御せらるゝを可なりと認む。国王將來の安全に就て毫も疑なきに至りたる時は、露国公使は欣然国王に王宮還御を勧告すべし。日本公使は日本壮士の取締に關し最も完全且有効なる処置を執るべきことを保障すべし。

第二 現在の内閣各大臣は全く国王任意に登用したるものにして、其の多くは進歩主義の人として知らる。頃日の裁判上に於て証明せられしが如く、国王及び現閣臣は常に大に寛典を施せり。

第三 京城釜山間電信線保護の爲め駐屯する日本軍隊は可成速に之を撤退し、代ゆるに憲兵を以てし、大邱に五十人、可興に五十人、其の中間十箇所の屯所に各十人宛を配置すべし。此の配置は変更するを得るも、憲兵の総員は二百人を超ゆるを得ず。右二百人も亦朝鮮政府に依り安寧秩序の回復せられたる各地より後日漸次撤退せらるべし。露国公使は日本政府が一の獨立国内に電信線を占有するは奇異の事態に属すとのことを指示するを其の義務なりと信ず。朝鮮の平和の爲めに計るに、日本は該電信線を撤去するか又は旧朝鮮線の回復せられたる場合、若くは電信線譲渡價格に關し日韓兩國政府間に折合つかざる場合に於て全く電信線を撤去するかの処分に依り、此の奇異の事態を廃せざる可らず。

第四 朝鮮人よりの万一の襲撃に對し京城及び開港場の日本人居留地を保護する爲め、京城に二箇中隊、仁川元山各一箇中隊の日本軍隊を駐屯せしむるを得。尤も該軍隊は、右襲撃の真なきに至り次第之を撤退せしむべし。露国公使館及び領事館を保護する爲め守備兵を置くは露国政府の随意たるべし。

小村は右の第一に就ては、當時ウエーバーが国王に還宮を勧告し居れる事實に顧み、大体彼れの意見に賛するも不都合なく、即ち日本公使も国王に之を勧告すべしとの一節を加えて之に同意すること。第二項に就ても、此の際現内閣に關し言説を挾むは徒に彼等を恐怖せしめ、肝要の国王還宮を遷延せしむるに至るの虞あるが故に、將來内閣に變動ある場合には温和主義の人物の任用方を日露兩國公使共同にて国王に勧告すべしとの一節を加えて是れ亦同意すること。第三項に就ては、電信線処分に關することは訓令外に属するのみならず、日韓兩國政府間に於て直接取極むべき筋合なるを以て、此の一節は之を削除し、余は同意すること。第四項は異議なきこと。以上の意見を具して訓令を請ひしに、多少の字句修正の外大体に於て政府の承認を得たるを以て、小村は同月二十二日、修正覚書として之をウエーバーに交付した。然るに同月三十日、小村の彼れに其の回答を督促するに及び彼れ意外にも、第一項及び第二項の事柄は既に各本國政府間の協定事項に属するが故に、兩國代表者は單に之を遵行するの外何等協議するを得べきに非ずと述べたので、小村は兩國代表者が各本國政府より受領せる同様の電訓に包含せる右四項の事柄は兩國代表者に於て協定を要するものと自分も我が政府も了解せしのみならず、貴下も今日迄は亦爾く解せられたればこそ曩の自分の覚書に對し第一項第二項に就ても意見を提出せられしに非ずやと詰つたが、其の答辯要領を得ず、且第四項に關し小村が政府の訓令に依り提出せる露国の守備兵数は日本駐屯兵数に超過せざるべしとの一節に就ては、斯かる制限は本國政府の訓令を得たる上ならでは決答し難しと述べ、談判は停頓するに至つた。蓋しウエーバーは當時大の排日党で、朝鮮問題に關し日本と協商するが如きは初めより好まなかつたので、本國政府より特に嚴重なる訓令に接せざる限り、言を左右に托して協商案に關する小村との開談を避けんと欲したのである。我が政府は小村の報告に基き之を

露国政府に照会した。同政府はウエーバーに対し、調和の精神を以て日本政府の提議を迎え、速に事の解決に尽力すべき旨を電訓し、其の結果彼れ五月十三日を以て漸く回答を送り來つた。此の回答は小村の修正覚書に一、二文字の修正を加えたるのみにて、格別実質に觸るゝ所なかりしを以て、小村は之に同意を表し、翌日小村とウエーバーは之に署名を了つた。之を朝鮮問題に關する明治二十九年五月十四日の日露覚書とし、國際約定に小村の署名あるは之を以て嚆矢とする。其の本文は左の如くである。

覚書 (朝鮮国京城ニ於テ議定)

在京城日露兩國代表者ハ其ノ各自ノ政府ヨリ同様ノ訓令ヲ受ケ協議ノ上左ノ通り議定セリ。

一、朝鮮国王陛下ノ王宮へ還御ノコトハ陛下御一己ノ裁斷ニ一任スヘキモ日露兩國代表者ハ陛下ガ王宮ニ還御アラセラル、モ其ノ安全ニ付キ疑懼ヲ抱クニ及バザル時ニ至ラバ還御アラシムコトヲ忠告スベシ又日本国代表者ハ玆ニ日本壯士ノ取締ニ付キ嚴密ナル措置ヲ執ルベキ保証ヲ与フ

二、現任内閣大臣ハ陛下ノ御一存ヲ以テ任命セラレタルモノニシテ多クハ過ル二年間國務大臣若クハ其ノ他ノ顯職ニ在リテ寛大溫和主義ヲ以テ知ラレタル人々ナリ日露兩國代表者ハ陛下ガ寛大溫和ノ人物ヲ其ノ閣臣ニ任命セラレ且ツ寛仁ヲ以テ其ノ臣民ニ對セラレンコトヲ陛下ニ勸告スルコトヲ以テ常ニ其ノ目的ト為スベシ

三、露国代表者ハ左ノ点ニ付キ全ク日本国代表者ト意見ヲ同フス即チ朝鮮国ノ現況ニテハ釜山京城間ノ日本電信線保護ノ為メ或ル場所ニ日本国衛兵ヲ置クノ必要アルベキコト及現ニ三中队ノ兵丁ヲ以テ組成スル所ノ該衛兵ハ可成速ニ撤回シテ之ニ代フルニ憲兵ヲ以テシ左ノ如ク之ヲ配置スヘキコト即チ大邱ニ五十人可興ニ五十人釜山京城間ニ在ル十個所ノ派出所ニ各十人トス尤右ノ配置ハ変更スルコトヲ得ベキモ憲兵隊ノ總數ハ決シテ二百人ヲ超過スベカラズ而シテ此等憲兵モ將來朝鮮政府ニ於テ安寧

秩序ヲ回復シタル各地ヨリ漸次撤回スヘキコト。

四、朝鮮人ヨリ万一襲撃セラル、場合ニ對シ京城及各開港場ニ在ル日本人居留地ヲ保護スル為メ京城ニ二中队釜山ニ一中隊元山ニ一中隊ノ日本兵ヲ置クコトヲ得但シ一中隊ノ人員ハ二百名ヲ超過スベカラズ該兵ハ各居留地ノ最寄ニ屯營スベク而シテ前記襲撃ノ虞ナキニ至リ次第之ヲ撤回スベシ又露国公使館及領事館ヲ保護スル為メ露国政府モ亦右各地ニ於テ日本兵ノ人数ニ超過セザル衛兵ヲ置クコトヲ得而シテ右衛兵ハ内地全ク靜謐ニ歸シ次第之ヲ撤回スベシ

明治二十九年五月十四日

京城ニ於テ

日本国代表者 小村 壽太郎
露国代表者 ウエーバー

而も国王還宮の一事は、當時の形勢に於て容易に実行せらるべしとは思われないが、然し小村は其の行はるゝと否とに論なく、此の際之を發議し、以て他日の機会に對する素地を作り置くは必要なりと爲し、右日露覚書の成立後數日を経てウエーバーを訪い「今回協定の覚書に依り我方に於て実行すべきものは既に着手し、兵營の移転、守備兵の減員の如きは既に結了を告げ、電信守備隊の引揚に至りても目下実行中にして、特に壯士の取締に關しては事竣後京城内に不逞の拳措を演ぜる本邦人一人も無きに徴し其の嚴重なるを知るべく、別して我が政府が再び渡韓禁止令を施行せるが如き、以て用意の周密なるを証するものだが、扱て覚書の第一項を実行するに就て、自分は素より国王に還宮の勸告を為すべきも、之に就て予め貴下と熟議を遂ぐるの便なるを想い、貴下の腹藏なき意見を承知したい」と述べたが、彼れは之に對し「実は十一日事變以來、王宮護衛の爲め露国の水兵を借用したしとの依頼を朝鮮政府より受けたのであるが、露国の水兵を以て王宮を護衛するは常例を踰ゆるの措置たるのみならず、本国政府も之を許容せ

ざるべしと考え、其の依頼を拒絶したが、其の後当国の形勢を熟察するに、曩に一旦鎮定した内乱も今や大院君の煽動に因りて再発し、其の結果如何は容易に逆睹す可らざるに於て、国王には弥が上に宸襟を悩まし、益々恐怖の念を高め、現に貴公使が信任状を捧呈せられたる当日も（小村は其の前月八日を以て、特命全權公使に陞任せしを以て、五月十六日明札宮に参内して其の信任状を捧呈した）国王は其の時刻に臨んで明札宮出御の見合を仰出され、一時紛難を見た程であるが故に、目下未だ国王に還宮を勧告するの時機と認むることは出来ない」と答えた。依つて小村は、「貴説一理なきに非ざるが如くであるが、去りとして還宮を促すの手段を講せず、単に拱手傍觀するのみにては、果して何れの日か今日の姿態を恢復し得るであらうか。今日国王の爲めを計らば、還宮のことは速に之を実行するに若かない」と述べ、彼れは同感を表した。小村は「果して然らば、国王の還宮を容易ならしむるの方法に關し協議したく、貴見如何」と突入つたが、彼れ更に「国王苦し還宮の決定を取らば、今日にても其の実行を希う所なるも、何分国王の胸底深く恐怖の念を藏するに加え、暴徒の成行予測し難きありて今日の処致方なく、他日内乱全く鎮定し、人心一般に靜謐に歸したる曉を俟つの外あらず」と答えた。是に於てか小村は押返し「還宮のことは一日も速に実行せらるゝを要すと信するを以て、之に就ては更に協議に及ぶことあるべし」と告げ、本問題を留保したのである。

他の一方に於ては、同年五月莫須科にて露帝戴冠式の挙行に際し、山県大将には特派全權大使の資格に於て之に参列することとなり、三月十五日日本邦を發し、米國を経て仏國に渡り、五月十七日莫須科に着した。政府は山県大将の露國行を機とし、露國政府の朝鮮問題に關する意見を聴取し、又我が政府の意衷を瀝陳し、東洋大局の平和と朝鮮の安寧秩序との維持に就て朝鮮と最密接の關係を有する日露兩國間に一協定を為さしめんと欲し、其の出発に先だち案を

添えて委曲内訓する所あつた。大将には莫須科内外の視聽今次の盛典に集中し居れる際をば右談合の進行に却つて便利ありと爲し、諸儀式繁忙を極め居りし間に於て五月二十四日露國外相ロバノフと内密に、而して隔意なく、之が談緒を開き、同外相は我が提案を基礎として考量を尽し、爾來数次の会商を経て六月八日協議を了し、議定書を作り、翌九日雙方之に調印した。全文四箇條にして、別に兩國の派遣軍隊の用兵地域、駐屯兵員数等に関する二箇條の秘密約款があつた。去れば此の莫須科議定書は、公約密約共に要するに前月十四日の謂ゆる小村ウエーバー覺書に対する一の確認であり、若くは該覺書の精神の敷衍であつた。而もロバノフ外相は、是と略々時を同うして別章叙するが如く清國特派大使李鴻章と、將た又駐露朝鮮公使閔泳煥と、相次で露清及び露韓の同盟密約を締結し、着々日露議定書の精神を裏切りしに於て其の議定書も根本の日露覺書も、程なく一片の死文に化したのである。

秘密約款に非ざる右四箇條の莫須科議定書も、將た京城覺書も、兩國政府は共に之を公表せざることに協定したが、其の後八月に入り、日本政府は露國政府に対し、必要の場合には該覺書と秘密約款以外の議定書條項とを公表したしとの希望を陳べたが、露國政府は主義に於て必しも公表に不同意ならず、但だ愈々公表を爲すの場合には、其の日に就て予め通報を得たしと答えた。爾來政府に於ては暫くは其の儘に打過ぎたが、程なく松隈内閣となり、而して翌三十年二月二十四日、衆議院に於て本件に關する質問が起つたので、大隈外相は更に露國政府に対し、京城覺書と莫須科議定書中の秘密約款を除き、其の余の該議定書條項の公表方を知照した。露國政府は之に対し、京城覺書を除く限りは寧ろ覺書も議定書と共に公表せざるに若かず、雙方共に同時に公表するに非ずんば同意し難しと申來り、再交渉の末、兩國政府は雙方併せて公表することに議纏まり、露國政府は二月二十四日の官報を以て其の前文に「今次

の協定は日本との間に何等事端の生ずるを避けんがために成りしものにして、莫須科議定書は下ノ関係約中に於ける朝鮮国独立の趣旨に毫も影響を及ぼすべきものに非ず、又京城覚書は、朝鮮より外国軍隊を撤去せんとの意思を表白する為め、該條約の必要なる補遺に外ならず」の意を記して發表し、日本政府にあつては同月二十六日、大隈外相親しく衆議院に於て其の全文を朗読して之を公表した。両国政府の右公表の各日取に差異があつたのは、之に関する照覆電信に遲着があつた結果に過ぎない。

斯の如くにして日清開戦と共に我国が当初独力にて朝鮮扶掖の大任に當るべきを中外に宣明し、事實は我國の独占に帰したる韓京の政局は、遂に化して日露兩國の利害接觸の焦点となり、今や露国の協力を求めて僅に其の任務を尽さざるを得なくなり、志士の当時憤慨したのも亦故なしとしない。而も局面の推移は日露兩國の対韓勢力の上に已に権衡を失せしめしに於て、事実斯の如く為すに非ざるよりは日露の衝突は避け得ざりしのみならず、我國は其の現有勢力をだに支持し得ない情勢であつたのである。露館行在の朝鮮国王には、翌三十年の二月二十日に至り漸く露館より出でて明札宮へ還御した。

小村は是より先きウェーバーとの覚書の無事調印を了せしを機とし、新任の加藤公使館一等書記官（増雄）に後事を托して五月三十一日京城を發し、六月八日歸朝した。小村は歸朝後勝海舟を訪ずれた。海舟問ふて曰く、君の對韓善後策如何と。小村答えて曰く、猶ほ閣下の幕末に処せられし所のごとしと。海舟其の意を解しない。小村は天子を牽われて万事休すと述べ、相顧みて哄笑したとのことである。其の月十一日、原敬は外務次官より特命全權公使に転じ、朝鮮国駐劄仰付けられ、小村は同日代つて外務次官となつた。

第四章 外務次官時代

第一節 歸朝後の韓京政局

小村の外務次官就任（明治二十九年六月十一日）後の韓京政局は、依然暫しは日露の角逐舞台であつた。ウェーバーは国王を露館に擁した勢力の満潮に乗じ、軍事財政上の権勢扶植と利権の發展とを企て、二十九年の七月にはさきの日露覚書及び議定書の精神を無視し、韓廷をして露人軍部教官を傭聘せしめ、また鴨綠江岸の伐材特許を露人に与えしめたので、大隈外相は日露議定書違反として露国政府に抗議したが、結局不得要領に終つた。

小村の次官就任後間もなく七月三十日に明治天皇は徳大寺侍從長を以て日露国交の前途に對し御下問があつた。之は前月二十八日川上參謀次長が「近時露国の陸海士官が我が国の軍備の状況を偵察し、又日本人にも金の為情報を提供しているものがある」と上奏した為、天皇は之に對する外務省の見解を尋ねたのである。小村は之に答えて「軍状況偵察などは我が国でもやつてゐることで別に怪むに足らず、近時日露間は好転し來り、八月渡來する新公使ローゼンは親日家であり、西郷海相なども熟知してゐる間柄である。もし彼に異図あればかような親日家は任命せぬ筈である。又如何に露国が強大であつても歐洲強国と境界を接してゐる關係上現今外征に用い得る兵力は其の一二割に過ぎず、五六年の間には日本襲來などはあり得ない。日本へ渡來中の軍人中には急激の意見の人もあろうが、其れは本国政府